

砂川地区保健衛生組合 公共施設等総合管理計画

平成29年3月

砂川地区保健衛生組合

目 次

第 1 章 計画策定の背景と目的

- 1. 背景と目的 1
- 2. 計画期間 1

第 2 章 公共施設等の現況及び人口の推移

- 1. 組合の共同処理する事務 2
- 2. 組合が管理運営する公共施設 2
- 3. 公共施設の現状 3
- 4. 人口の推移 5

第 3 章 公共施設・財源の状況と見通し

- 1. 公共施設の運用・更新見通し 7
- 2. 財源の状況と見通し 12

第 4 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

- 1. 取組体制 16
- 2. 公共施設の現状と課題 16
- 3. 具体的な取り組み 16
- 4. 推進体制の整備 17
- 5. フォローアップの方針 18
- 6. 公共施設ごとの基本方針 18

第 1 章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

砂川地区保健衛生組合（以下「組合」という）は、ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）、火葬場施設の設置及び管理運営に関する事務を構成 2 市 3 町（砂川市、歌志内市、奈井江町、浦臼町、上砂川町）が共同で処理するために組織する一部事務組合です。

国において、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成 26 年 4 月の総務省通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で各地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。

組合が管理する公共施設の老朽化が進み、維持管理に多額の費用を要する状況になりつつあることや、構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、効率的かつ効果的な公共施設の整備・運営と長寿命化対策が重要となっていることから、公共施設の総合的な管理を継続的に推進するために本計画を策定します。

2. 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、必要に応じ適宜見直しを図ります。

第2章 公共施設等の現況及び人口の推移

1. 組合の共同処理する事務

- ・ 組合の共同処理する事務と構成市町

| | 火 葬 | ごみ処理（一般廃棄物処理） |
|-------|-----|---------------|
| 砂 川 市 | ○ | ○ |
| 歌志内市 | ○ | ○ |
| 奈井江町 | — | ○ |
| 上砂川町 | ○ | ○ |
| 浦 臼 町 | — | ○ |

2. 組合が管理運営する公共施設

本計画は、組合が管理運営する全ての公共施設を対象としています。

- ・ 組合が管理運営する公共施設

| 公共施設 | 施設数 | 施設の名称 | 完成年度 | 経過年数 (平成28年現在) |
|------------|-----|----------------------------|-------|-------------------|
| 火葬場施設 | 1 | 吉野斎苑 | 平成7年 | 21年 |
| ごみ処理 施設 | 1 | 砂川地区保健衛生組合 廃棄物処理施設 (注1) | 平成15年 | 13年 |

注1：本名称が正式名称。以下「クリーンプラザくるくる」と表記。

3. 公共施設の現状

① 火葬場施設



| 火葬場施設（吉野斎苑） | |
|-------------|--|
| 完成年度 | 平成7年 |
| 位置 | 砂川市南吉野381番地 |
| 敷地面積 | 11,749㎡ |
| 建築面積 | 870㎡ |
| 建設費 | 576,872千円 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建（一部2階建） |
| 炉数 | 火葬炉4基、汚物炉1基、動物炉1基 |
| 構成市町 | 砂川市、歌志内市、上砂川町 |
| 耐震化の状況 | 昭和56年の新耐震基準に適合。 |
| 老朽化の状況 | 雨漏りの発生等老朽化が始まっており、部分的な修繕工事をその都度行っている状況にある。 |
| 備考 | 待合室が和室しかなくユニバーサルデザイン対応が不足している。 |

② ごみ処理施設



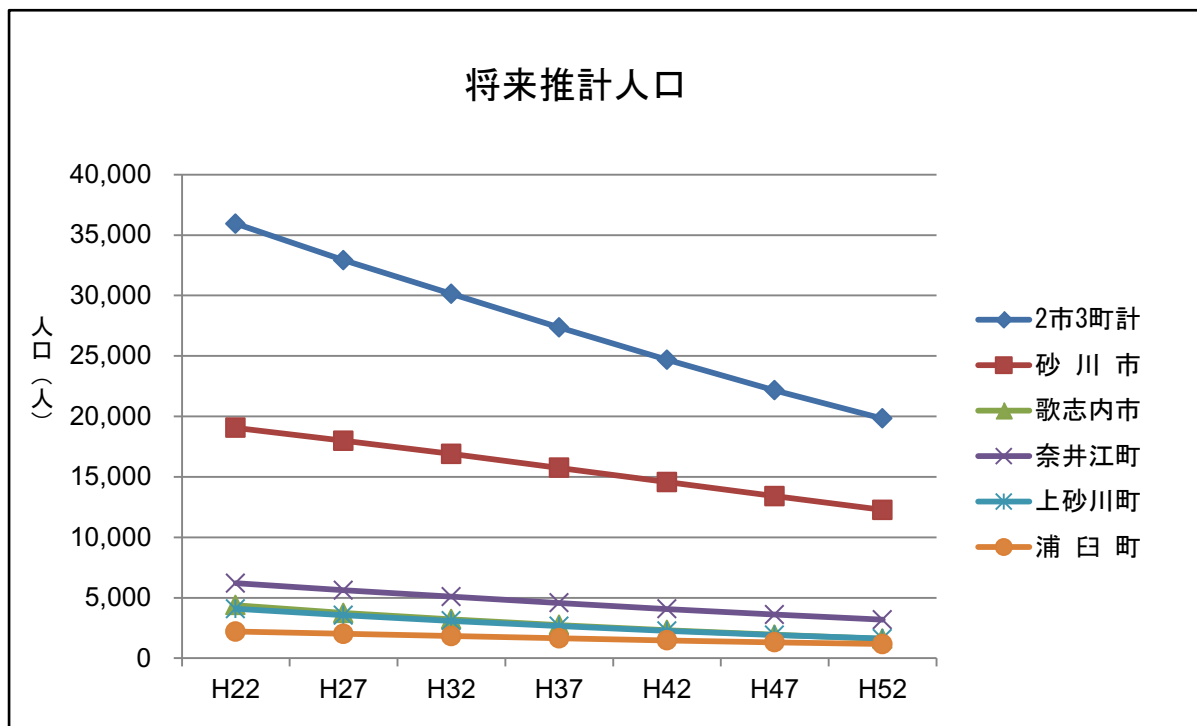
| ごみ処理施設（クリーンプラザくるくる） | |
|---------------------|--|
| 完成年度 | 平成15年 |
| 位置 | 砂川市西8条北22丁目127番地6 |
| 敷地面積 | 25,431㎡ |
| 建築面積 | 7,954㎡ |
| 建設費 | 2,510,025千円 |
| 構造 | 鉄骨造（一部2階建） |
| 処理能力 | 生ごみバイオガス化施設 22 t／日 資源・不燃・粗大ごみリサイクル施設 25 t／日 可燃ごみ運搬中継施設 34 t／日 |
| 構成市町 | 砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町 |
| 耐震化の状況 | 昭和56年の新耐震基準に適合。 |
| 老朽化の状況 | 平成28年現在で建設後13年が経過して老朽化が進み、部分的な改修が必要な状況にある。 |
| 備考 | プラント設備については、平成30年から計画的に改修し施設の延命化を図る予定。 |

4. 人口の推移

(1) 総人口の推移

組合を構成する2市3町の将来推計人口は次のとおりです。

平成22年と比較して、30年後の平成52年推計人口は、約40%減少の19,826人と推計されています。



● 2市3町の推計人口

(人)

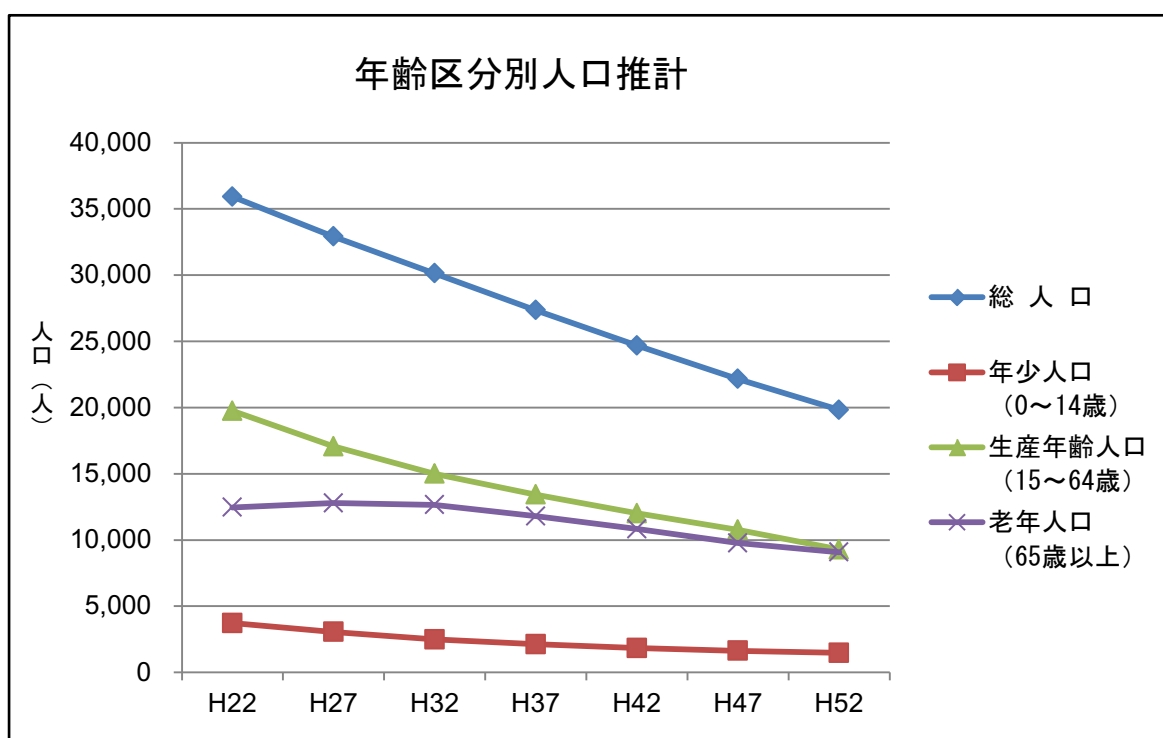
| | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 | 平成37年 | 平成42年 | 平成47年 | 平成52年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 砂川市 | 19,056 | 17,984 | 16,903 | 15,742 | 14,565 | 13,399 | 12,262 |
| 歌志内市 | 4,387 | 3,742 | 3,223 | 2,747 | 2,320 | 1,940 | 1,608 |
| 奈井江町 | 6,194 | 5,619 | 5,093 | 4,572 | 4,070 | 3,604 | 3,177 |
| 上砂川町 | 4,086 | 3,555 | 3,086 | 2,651 | 2,251 | 1,904 | 1,616 |
| 浦臼町 | 2,206 | 2,012 | 1,831 | 1,643 | 1,472 | 1,310 | 1,163 |
| 計 | 35,929 | 32,912 | 30,136 | 27,355 | 24,678 | 22,157 | 19,826 |

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」

(2) 年齢区分別人口の推計

組合構成市町2市3町（砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町）の年齢区分別人口の推移は次のとおりです。

生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は平成22年の54.9%（19,746人）から30年後の平成52年には46.8%（9,280人）へ減少すると推計されています。また、老年人口（65歳以上）の割合は平成22年の34.7%（12,461人）から30年後の平成52年には45.8%（9,073人）に増加すると推計され、年少人口（0歳～14歳）の割合は平成22年の10.4%（3,722人）から30年後の平成52年には7.4%（1,473人）に減少すると推計されています。



● 2市3町の年齢区分別人口推計

(人)

| | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 | 平成37年 | 平成42年 | 平成47年 | 平成52年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～14歳 | 3,722 | 3,057 | 2,483 | 2,125 | 1,833 | 1,626 | 1,473 |
| 15～64歳 | 19,746 | 17,069 | 14,997 | 13,433 | 12,017 | 10,766 | 9,280 |
| 65歳以上 | 12,461 | 12,786 | 12,656 | 11,797 | 10,828 | 9,765 | 9,073 |
| 総人口 | 35,929 | 32,912 | 30,136 | 27,355 | 24,678 | 22,157 | 19,826 |
| 0～14歳比率 | 10.4% | 9.3% | 8.2% | 7.8% | 7.4% | 7.3% | 7.4% |
| 15～64歳比率 | 54.9% | 51.9% | 49.8% | 49.1% | 48.7% | 48.6% | 46.8% |
| 65歳以上比率 | 34.7% | 38.8% | 42.0% | 43.1% | 43.9% | 44.1% | 45.8% |

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」

第3章 公共施設・財源の状況と見通し

1. 公共施設の運用・更新見通し

●公共施設の運用・更新方針

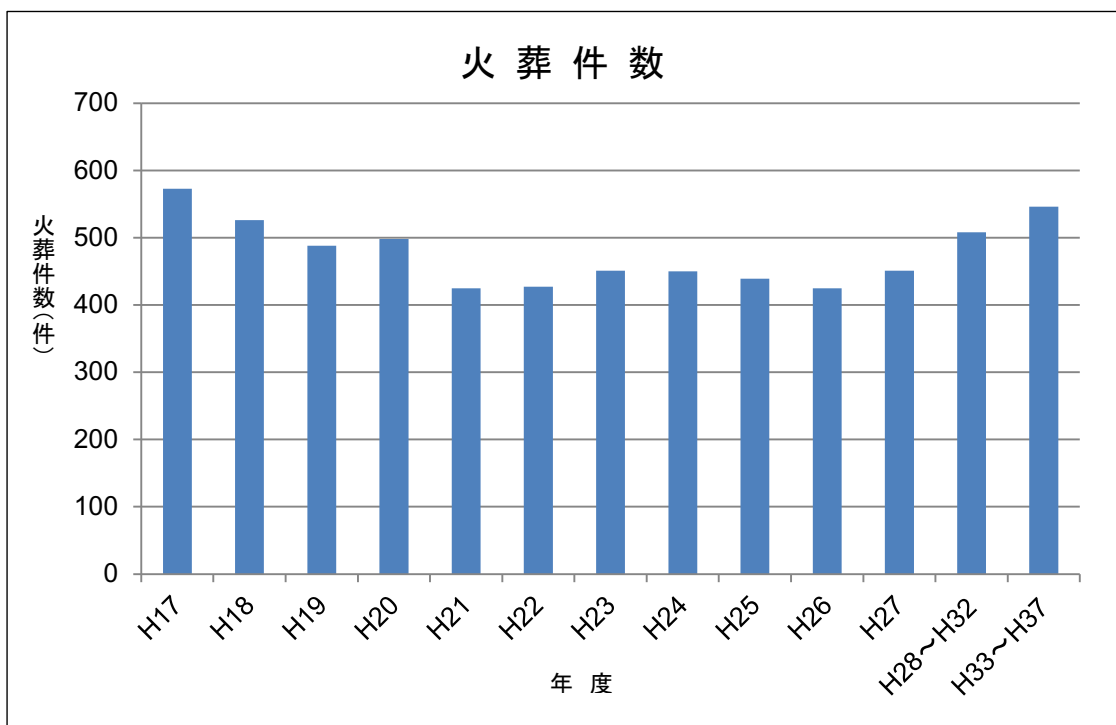
| 公共施設 | 施設の名称 | 現在施設数 | 計画施設数 | 現施設 | | 更新施設 | 備考 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|----------------------|
| | | | | 完成年度 | 計画供用年数 | 計画更新年度 | |
| 火葬場施設 | 吉野斎苑 | 1 | 1 | 平成7年 | 50 | 平成57年 | 適切な維持管理、補修により長寿命化を図る |
| ごみ処理施設 | クリーンプラザくるくる | 1 | 1 | 平成15年 | 30 | 平成45年 | 適切な維持管理、補修により長寿命化を図る |

(1) 火葬場施設（吉野斎苑）

ア. 火葬炉利用状況

吉野斎苑での火葬件数は、平成21年度まで減少傾向にありましたが、その後平成27年度までは年間約420～450人で推移しています。

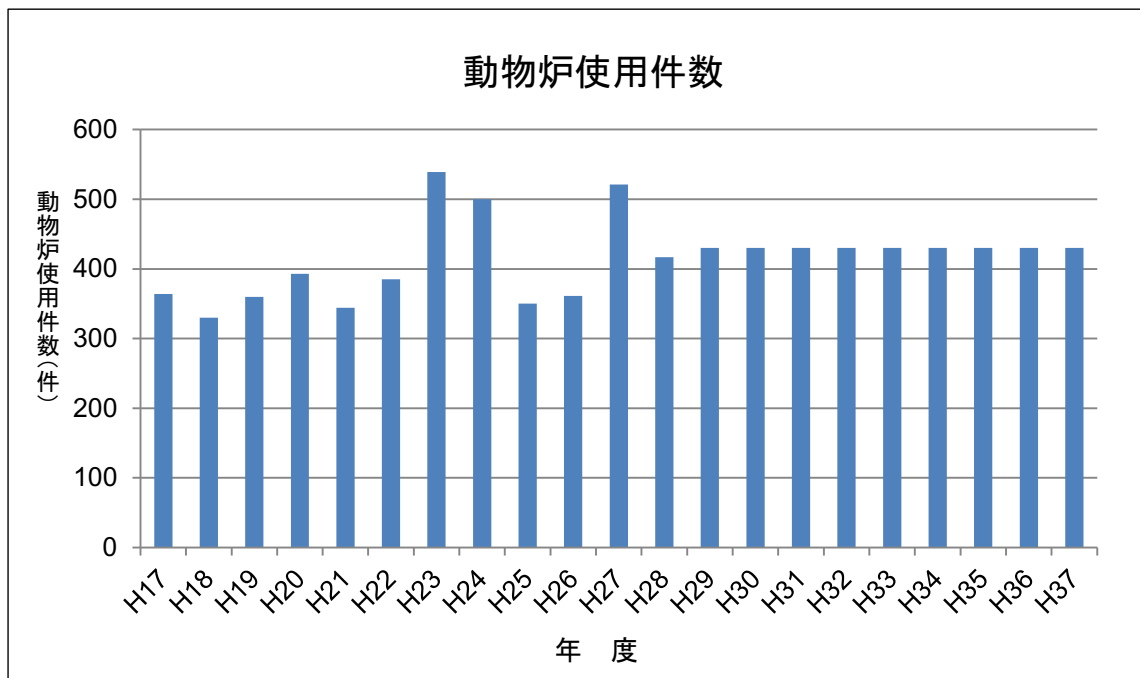
人口推計並びに死亡率の推計から、計画期間中（平成28～37年度）は死亡者数の増加傾向が続くと予想され、同様に火葬件数も増加すると予想されます。



(平成27年度以前は実績、平成28年度以降は5年毎の単年度平均の推計)

イ. 動物炉使用状況

動物炉使用件数は、年間約350～550件の間を増減しながらもやや増加傾向にあります。



(平成27年度以前は実績、平成28年度以降は推計)

ウ. 維持管理・修繕・更新等の方針

火葬炉については、消耗・老朽化などの度合いを見ながら、計画的で適切な補修やメンテナンスにより安定的な稼働を確保します。

建物については、平成7年に建設され平成28年現在で建設から21年経過し、建物の老朽化が始まっており、雨漏り、電気設備・空調設備の故障、ユニバーサルデザイン対応が不十分であるなど、今後、様々な不具合の発生が予想されることから、建物についても計画的な修繕を検討します。

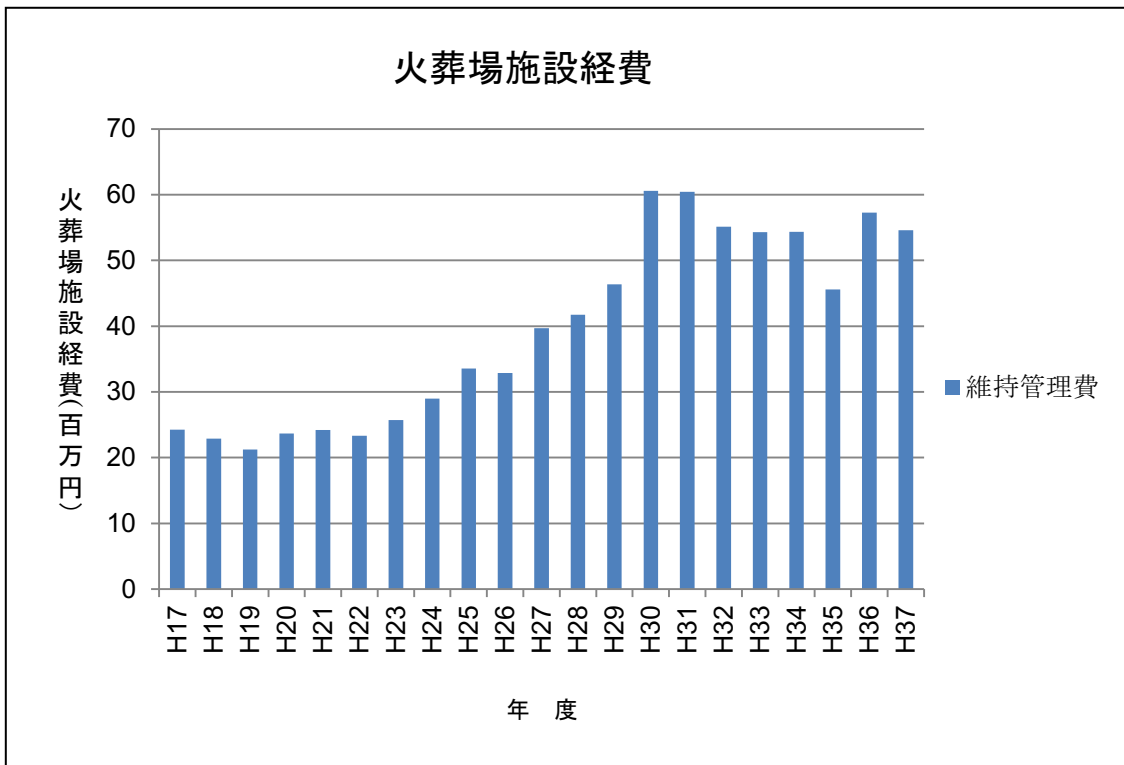
また、将来的には枠組みの拡大についても視野に入れて構成市町と協議検討します。

エ. 経費の見込み

建物修繕費を除いた維持管理費は、平成22年度までは約2千1百万円～2千5百万円の間で推移していましたが、平成23年度からは増加傾向にあります。

また、毎年火葬炉の点検を行い修繕計画を見直し、必要最小限の修繕を行っており、平成30年度以降についても同様に修繕費の縮減を図ることとします。

なお、充当可能な財源は火葬場使用料約1千万円を見込みます。

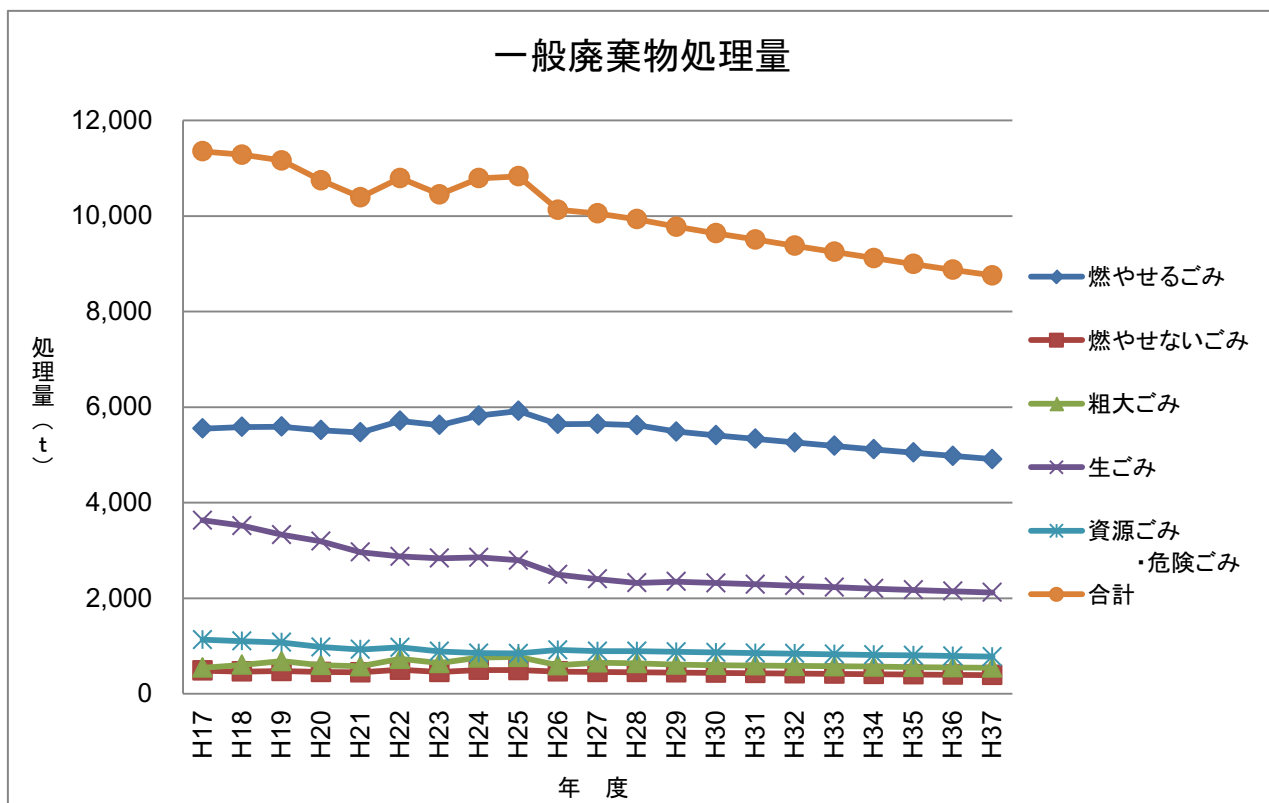


(平成27年度以前は実績、平成28年度以降は推計)

(2) ごみ処理施設（クリーンプラザくるくる）

ア. 利用状況

平成15年の稼働開始以降、一般廃棄物の総処理量は減少傾向にあります。大きな要因は人口の減少に伴うごみの減少と考えられます。



(平成27年度以前は実績、平成28年度以降は推計)

イ. 維持管理・修繕・更新等の方針

機械設備については、安定的な稼働を確保するために、日々適切なメンテナンスを行います。

平成29年度までは15年間の点検補修計画に基づき計画的な補修を行っていますが、平成15年の完成以来、平成28年現在で13年を経過し、老朽化により機能が低下したり、故障により処理が止まるリスクも高くなっていることから、機械設備の更新を計画的に実施します。

メタン発酵処理施設については平成29年度に優先順位の高い機械設備を更新するための長寿命化計画を作成し、早期に改修することとします。また、リサイクル施設も併せて優先度の高い機械設備を早期に改修することとします。

改修に際しては、ごみ処理量・ごみ質の動向をみながら、処理方式、適正規模、適正配置などについて検討を加えることとします。

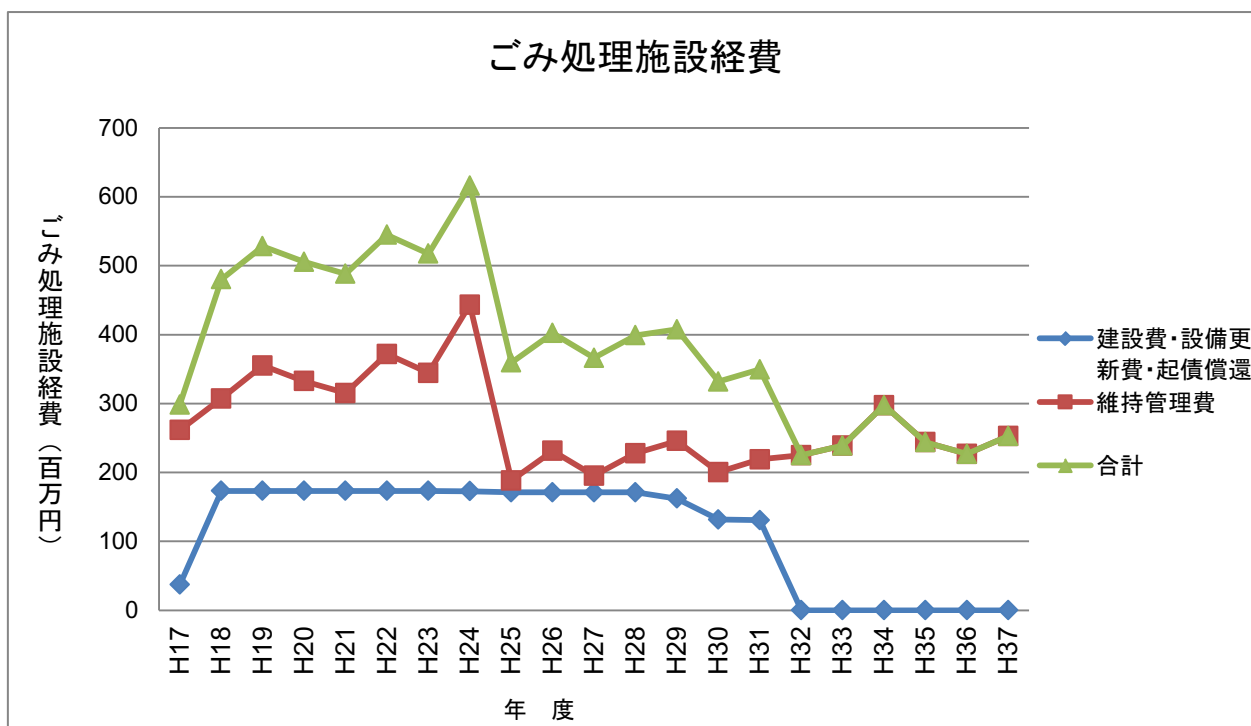
建物の計画耐用年数を30年とし、機械設備についても建物の耐用年数を目指して長寿命化することにより、トータルコストの縮減を図ります。また、周辺地域との連携をとりながら、さらに広域となる枠組みでの処理も視野に入れて検討します。

ウ. 経費の見込み

現施設の建設に係る地方債の償還額は、年間約1億7千3百万円ですが、平成29年度で償還が完了することから平成30、31年度に施設の延命化を図るため、優先度の高い設備を更新することとします。

平成31年度までの施設経費は、維持管理費と合わせて年間約3億5千万円程度を見込みます。平成32年度以降は、計画的な補修を含めた維持管理費を年間約2億5千万円程度見込むとともに年度毎の支出の平準化に努めます。

なお、充当可能な財源は、ごみ処理手数料約4千5百万円、資源ごみ売払収入約5百万円を見込みます。

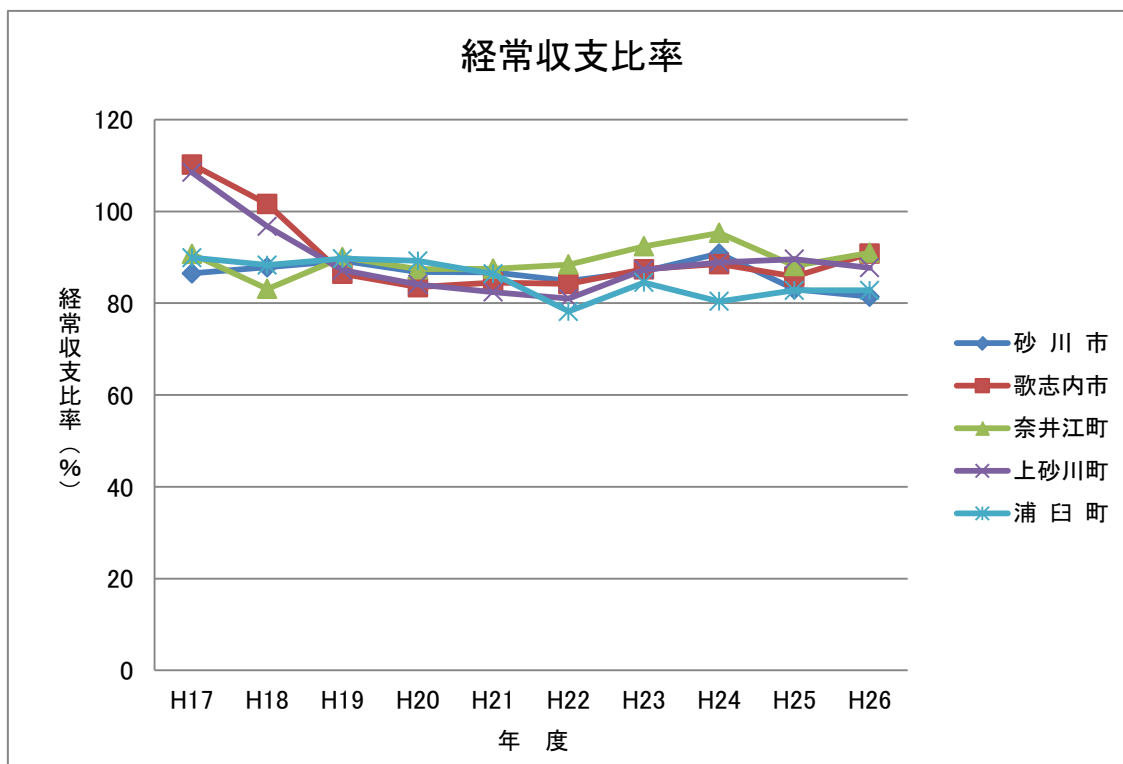


(平成27年度以前は実績、平成28年度以降は推計)

2. 財源の状況と見通し

(1) 構成市町の財政状況

組合構成市町2市3町（砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町）の経常収支比率は、2市3町とも平成19年度以降約80～95%の高率で推移しており、財政状況が硬直化傾向にあります。



(資料：総務省市町村決算カード)

(2) 歳入の状況

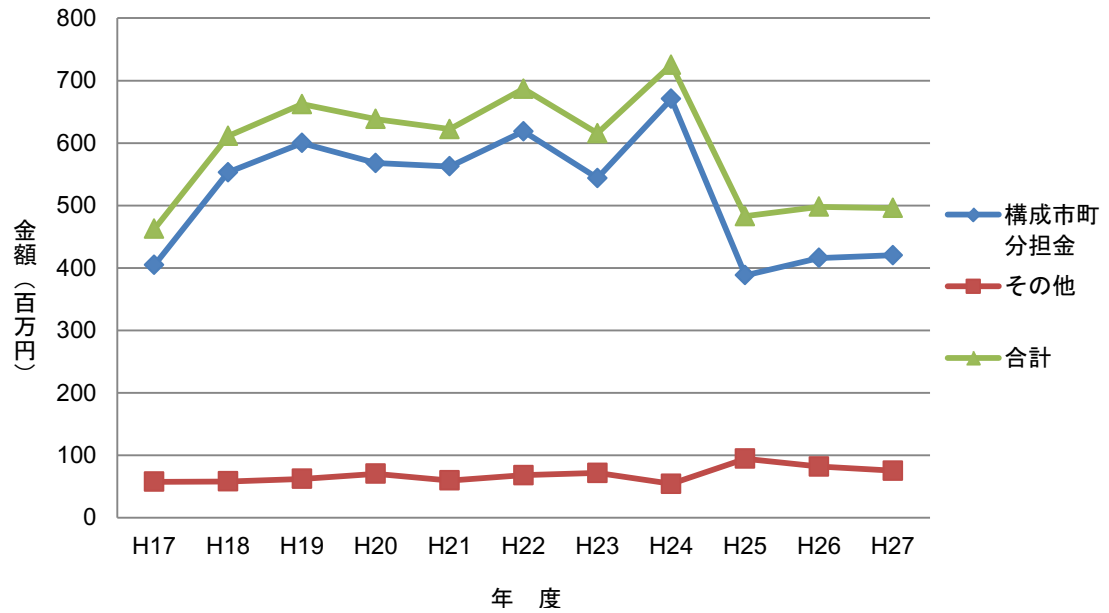
平成18年度から平成24年度にかけての組合の予算総額は、年間約6～7億円の間で推移していましたが、平成25年度以降は年間約5億円で推移しています。

これは、平成25年度から可燃ごみの焼却処理が、(株)エコバレー歌志内から中・北空知廃棄物処理広域連合のエネクリーンに移行し、可燃ごみ焼却に関する経費が組合会計の可燃ごみ焼却委託料から、構成市町一般会計の中・北空知廃棄物処理広域連合負担金となったことによるものです。

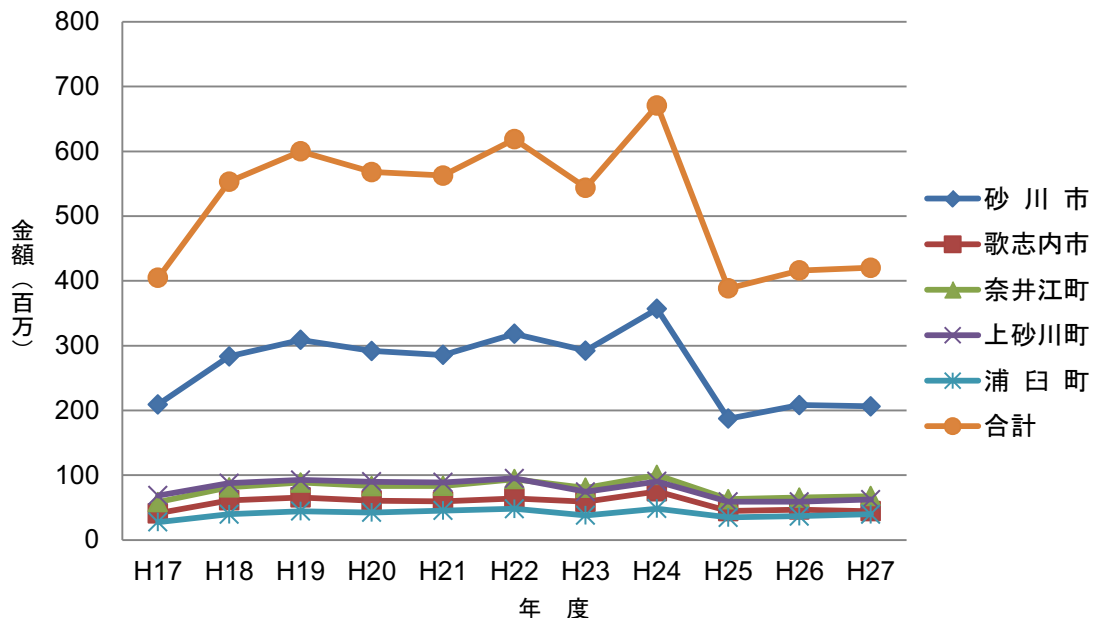
歳入の内訳は、組合構成市町からの分担金が全体の約85%を占めています。残り約15%が、火葬場使用料・ごみ処理手数料などです。

分担金の構成市町別割合は平成27年度実績で、砂川市49.1%、歌志内市10.5%、奈井江町16.1%、上砂川町14.9%、浦臼町9.4%となっています。

組合歳入状況



構成市町分担金



(3) 歳出の状況

歳出全体では、平成18年度から平成24年度は年間約6～7億円、平成25年度から平成31年度は年間約5～4億円、平成31年度から平成37年度は年間約3～2億5千万円と2段階で大幅に減少する見込みです。

1段階目は、クリーンプラザくるくるの可燃ごみの焼却処理が、平成25年度から(株)エコバレー歌志内から中・北空知廃棄物処理広域連合のエネクリーンに移行し、可燃ごみ焼却に関する経費が組合会計の可燃ごみ焼却委託料から、構成市町一般会計の中・北空知廃棄物処理広域連合負担金となったことによるものです。

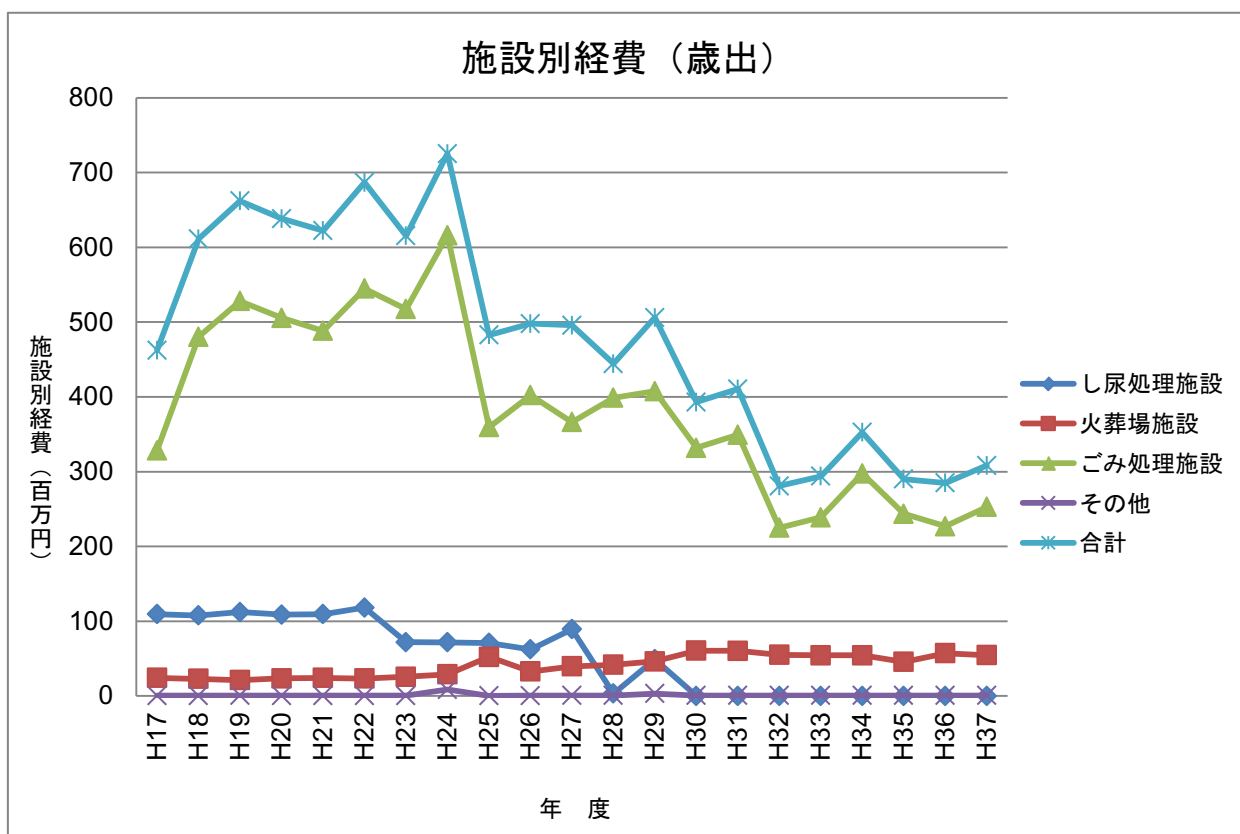
2段階目は、クリーンプラザくるくるの建設に係る起債償還が平成29年度で終了し、平成30、31年度で施設の延命化を図るため、優先度の高い機械設備の更新が完了することによるものです。

クリーンプラザくるくるの経費は、平均すると歳出の約81%を占めることから、歳出全体を大きく左右します。

(4) 歳出の見通し

平成29年度で現クリーンプラザくるくる建設に係る起債償還(年間約1億7千万円)が完了し、予定している機械設備の更新が加わっても、歳出総額は減少する見込です。

また、機械設備の更新後の平成32年度以降の歳出は、平成27年度と比較して約30%少ない概ね3億5千万円以内で推移するよう歳出の抑制に努めます。



（平成27年度以前は実績、平成28年度以降は推計）

● 公共施設別年間平均経費・構成費（平成17～37年度の平均）

| 公共施設 | 施設名 | 年間平均経費 （百万円） | 構成比 （%） | 備 考 |
|--------|-------------|-----------------|------------|----------------|
| ごみ処理施設 | クリーンプラザくるくる | 386 | 80.6 | |
| し尿処理施設 | 旧砂奈浦衛生センター | 52 | 10.8 | 平成27年 12月廃止 |
| 火葬場施設 | 吉野斎苑 | 40 | 8.4 | |
| その他の経費 | | 1 | 0.2 | |
| 合 計 | | 479 | 100.0 | |

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1. 取組体制

組合が管理する公共施設の維持管理と整備を適切に行うために、組合事務局から構成市町に対して常に情報提供するとともに、課題解決など処理が必要な事項については、連絡会議等などにより情報共有しながら方針を決定します。

具体的には、組合構成市町(3市2町)の組合担当課長・係長による「構成市町担当課長等会議」を必要に応じて開催し、管理運営に関する現況の情報共有並びに整備方針等に係る検討を行います。また、重要案件については「構成市町副市町長・主管課長会議」及び「構成市町市町長会議」等を開催して対応策を決定するとともに、組合議会にも説明して情報共有を図ります。

2. 公共施設の現状と課題

(1) 火葬場施設(吉野斎苑)

平成28年現在、建設から21年経過しており老朽化が進んでいます。
また、ユニバーサルデザインが不十分であることなどが課題となっています。

(2) ごみ処理施設(クリーンプラザくるくる)

平成28年現在、建設から13年経過しており、設備の老朽化が進み、機器の更新が必要となっています。

また、ごみ量の減少により設備の稼働率が低下しつつあることと、施設の長寿命化が課題となっています。

3. 具体的な取り組み

(1) 点検・診断等の実施

毎日の機器運転・維持管理の中で常に機械設備の状態を把握し、早期に点検・診断を行い安定稼働のための対策を検討します。

(2) 安全確保の実施

設備・機器類の日常的な点検確認と適切な維持管理により、施設の安全で安定的な稼働を確保します。

また、毎朝始業前のミーティングにより、機器の稼働等に関する情報共有を図り、安全確保に努めます。

(3) 維持管理・修繕・更新等

機器の安定稼働を図るため、点検・診断データを基に早期に維持補修計画をたて

予防保全の観点から機器の点検整備・更新等を実施します。

また、維持補修計画をたてる際には、故障、不具合の原因を分析し、単に補修し原状復旧させるのではなく、再発防止、延命化のための対策も考慮した計画とすることにより、トータルコストの縮減と長寿命化を図ります。

(4) 長寿命化の実施

既存の施設については、施設の延命化を念頭に適切な維持管理を行い、かつ予防保全を取り入れて、安定稼働と長寿命化を図ります。

また、予防保全及び事後保全の際には、単に現状復旧するのではなく、故障の要因を分析し、状況に応じて再発防止策・長寿命化策等を講じて、故障の低減とトータルコストの縮減を図ります。

施設を改築する際は、経済性とのバランスをとりながら、施設の延命化を考慮し現状に即した資材・工法、容易に補修可能な構造などの採用により維持管理コストを低減させ、トータルコストの縮減を図ります。

(5) 官民の連携

民間のノウハウと活力を生かし、公共施設の効率的な運営管理とサービスの向上に努めます。

(6) 統合や廃止の推進

組合が所管する公共施設は、火葬場施設、ごみ処理施設ですが、将来、広域的な観点による共同利用区域の見直しなどがある場合は、施設の統合や廃止も視野に入れ、施設の配置・規模等を一体的に検討します。

(7) 広域的な連携

組合が所管する公共施設は、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町の2市3町により共同利用していますが、人口減少、少子高齢化、施設の老朽化など地域をとりまく状況が大きく変化しつつあります。

効率的なサービス提供を維持していくためには、必要に応じて現在の共同利用の枠組みを超えて、周辺地域との連携も検討することとします。

また、施設に故障が発生した時や災害時などには、周辺自治体等と相互協力します。

4. 推進体制の整備

(1) 推進体制の構築

ア. 推進体制

組合事務局が、公共施設の総合的かつ計画的な管理を実現するための推進主体となります。

組合構成市町との連携を密にし、情報共有しながら常に広域的な観点で施設の維持管理と整備を進めます。

イ. 情報収集と改善

各施設の運営状況や不具合発生状況などを常に把握し、迅速に修繕等の対応を行います。

また、維持管理、修繕、改修に際しては、不具合の原因を分析し、単なる復旧にとどまらず、保全補修、再発防止策、改良補修などを念頭に置き、総合的な観点から長寿命化に取り組むとともに、新しい技術を取り入れ維持管理に生かすために、常に必要な情報の収集に努めます。

ウ. 情報公開と公聴

施設に関する情報を公開し、施設見学を積極的に受入れるほか、広く住民の意見を聴きながら利用しやすい施設となるよう改善に努めます。

5. フォローアップの方針

本計画の内容については、施設の老朽化、組合構成市町とその周辺地域を含む地域の環境変化などに即して随時見直し、計画の変更にあたっては構成市町の連絡会議で協議・精査することとします。

また、議会や住民に対し情報提供を行い、認識の共有化を図ります。

6. 公共施設ごとの基本方針

(1) 火葬場施設

| 火葬場施設の方針 | |
|------------|--|
| 公共機能 | 火葬 |
| 行政サービスの必要性 | 全国の火葬施設の大部分は地方公共団体が設置・運営しており、永続性等の確保のために、組合が設置運営する。 |
| 目標施設数 | 1箇所 |
| 施設名 | 吉野斎苑 |
| 管理の基本方針 | ・適切な維持管理と適時の改修により、トータルコストの縮減を図る。 ・管理運営は経験豊かな民間企業に委託。官民連携のもとに適切な管理とサービス向上に努める。 ・将来的には、周辺市町と協議し広域利用について検討する。 |

(2) ごみ処理施設

| ごみ処理施設の方針 | |
|------------|---|
| 公共機能 | 一般廃棄物の処理(生ごみのバイオガス化、資源・不燃・粗大ごみのリサイクル、可燃ごみの運搬中継) |
| 行政サービスの必要性 | 一般廃棄物の処理は地方公共団体の責務であり、持続性確保のために組合が設置運営する。 |
| 目標施設数 | 1箇所 |
| 施設名 | クリーンプラザくるくる |
| 管理の基本方針 | <ul style="list-style-type: none">・適切な維持管理と適時の改修により、トータルコストの削減を図る。・管理運営は経験豊かな民間企業に委託。官民連携のもとに適切な管理とサービス向上に努める。・将来的には、周辺市町と協議し広域利用・処理方法・施設規模等について検討する。 |

砂川地区保健衛生組合公共施設等総合管理計画

発 行 平成29年3月

発行者 砂川地区保健衛生組合

〒073-0168

砂川市西8条北22丁目127番地6

TEL (0125) 53-5353

FAX (0125) 53-5354

E-mail cleanplaza@io.ocn.ne.jp